**農林漁業セーフティネット資金**

不慮の災害や社会的・経済的な環境の変化等によって売上げが減少した農林漁業者の方が、経営の維持安定のために日本政策金融公庫から低利で借り入れることができる資金です。

■　対象者

（農業を営む方）認定農業者、認定農業者に準ずる担い手（資格要件あり）   
　（林業を営む方）林業経営改善計画を作成して、認定を受けた個人・法人

（資格要件あり）  
　（漁業を営む方）漁業経営改善計画を作成して、認定を受けた個人・法人

（資格要件あり）

■　資金使途　　経営資金（運転資金）

■　貸付限度額　一般　６００万円以内

■　貸付利率 　 0.16～0.18％

（令和３年11月18日現在、金利情勢により貸付利率は変動します。）

* 償還期間 10年以内（うち据置期間3年以内）
* 資金を利用できる要件

・災害（台風、干ばつ、土砂崩壊、地震等）

・社会的又は経済的環境の変化による経営状況の悪化　等

■　担保等

借入希望額・経営状況等により、連帯保証人や担保が必要な場合があります。

* 問い合わせ先（資金の詳細）

日本政策金融公庫　大阪支店　農林水産事業

（場所）〒530-0057　大阪市北区曽根崎2-3-5

梅新第一生命ビルディング8階

　　（TEL）06-６132-0752

[日本政策金融公庫（農林漁業セーフティネット資金）のホームページへ（外部サイト）](https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/keieitai.html)